

## 第4章 子どもの貧困対策

### 第1節 基本方針

#### (1) 貧困の世代間連鎖の解消

収入の低い世帯の子どものすべてが、将来、低所得者となるわけではありません。世帯の収入が多く十分な教育を受けている子どもであっても、将来、様々な理由から経済的に困窮することも考えられます。しかし、第2章に示したとおり、貧困は、子どもの進学率や高等学校中途退学率など、子どもの将来を左右する選択に影響を及ぼしていると考えられます。社会全体で格差社会への問題意識を持つことが、何よりも重要です。

「子どもの貧困」は、直面している現状の課題だけでなく、その影響が次の世代へと受け継がれてしまうことが大きな問題であると捉え、本県の未来の担い手の育成という観点から、貧困の世代間連鎖の解消に向けた施策に重点的に取り組みます。

#### (2) すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現

日本における貧困世帯の実態について把握することは難しい状況にありますが、食費等の生活費を切り詰めながら生活している世帯が少なくないのも事実です。

生活保護世帯の子どもや保護者からは、部活動を続けたいが道具代や遠征費が払えない、塾に行かせたいがお金がない、進学せずに早く働いて家計を助けてもらいたい、欲しいものを買ってあげられず子どもにつらい思いをさせている、といった声も聞かれます。

こういった状況は、子どもたちの意欲を削ぐばかりでなく、自己肯定感を低めていきます。仮に、学習支援や経済的な支援により、それらが満たされたとしても、様々な葛藤等が子どもたちの心に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

また、ひとり親家庭等において、親が仕事などで忙しく、子どもと十分に向き合う時間がとれないことで、親子の関係が悪化し、不登校や非行につながるといった影響も懸念されます。

子どもの貧困対策の推進にあたっては、経済的支援とともに、貧困が与える子どもの心理的な影響に対するケアとして、相談支援の充実に重点的に取り組みます。

また、どんな環境にあっても夢や希望を持ち、子どもがそれに向かって努力する意欲を持ち続けられる社会、貧困により子どもが将来をあきらめることのない社会の実現を目指します。

### (3) 市町村、民間団体等との連携

子どもの貧困対策は、子どもの成長段階、世帯の状況に合わせた多面的な支援を継続して実施する必要があることから、各施策を実施する市町村や関係機関、地域の相談役である民生委員・児童委員と相互の密接な連携のもとに総合的な取組として行うこととします。

また、民間団体等において実施する各種支援情報等の収集・提供や、必要な支援を必要な世帯に届けるためのネットワークの構築を図り、実施主体が相互に連携を取りながら、一体となって取り組む体制の構築を目指します。

### (4) 4本の柱による支援

子どもの貧困対策は、第2章で整理した課題に対し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4本の柱による支援を総合的に実施することにより、状況の改善を目指します。

#### ア 教育の支援

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学ぶ意欲を持ち、質の高い教育により、その能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境と学習支援体制を整備します。

#### イ 生活の支援

貧困世帯の多くが、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な問題を抱えていることから、関係機関と連携しながら、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な面から生活を支援し、子どもの健全な成長を促します。

#### ウ 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は生活の安定を図る上で重要であるとともに、大人が働く姿を示すことによって子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながるなど、教育的な意義からも重要であることから、ハローワーク等関係機関と連携しながら、保護者の就労やキャリアアップ支援の充実を図ります。

#### エ 経済的支援

子どもの貧困対策を進めていくにあたっては、教育や生活、就労に係る様々な取組を進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、生活保護や各種手当等の給付、貸付制度などにより、経済面から世帯の生活の基礎を支えていく必要があります。

## 第2節 施策体系

第1節の基本方針に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4本の柱により取り組みます。

### 1 教育の支援

#### [教育環境の整備]

#### (1) 学力保障と福祉的課題に関する教員研修の実施

##### ア 質の高い幼児教育のための幼保小の連携

公立幼稚園、保育所等については、行事や会議等で、幼児と児童の交流、教員同士や教員と保育士の交流を行っている園所が多く、保育の質を高めるために県及び県教育委員会が作成した指導資料「はぐくみガイド2014」等を活用し、幼保小の連携を進めながら、教職員の資質向上に努めています。

さらなる幼保小の連携を進めるため、総合教育センターにおいて幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るためのアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの編成に関する内容を取り入れた研修等を実施します。

##### イ 子育ての支援者の育成と資質向上

総合教育センターでは、家庭教育の充実を目指し、地域で活躍する子育ての支援者の資質向上を図ることを目的に、「家庭教育充実のための地域で取り組む子育ての支援者研修会」を実施しています。

平成25年度に実施した幼稚園教諭や保育士等を対象とした調査では、子育ての支援についての研修の受講希望が多かったことから、研修の定員を増やし、専門性を有する子育ての支援者の資質向上を目指します。

また、生涯学習センターでは、家庭教育相談に関する専門的な理論・技法を学び、地域における家庭教育や子育てを支援する人材を育成しています。

##### ウ 幼稚園等教員を対象とした研修実施体制の整備

総合教育センターでは、幼稚園等教員を対象に新任、3年、5年、10年、園長等の研修を実施しています。

今後は、現存の幼稚園等教員研修の内容充実を図るとともに、中堅層以上を対象とした研修や幼保連携型認定こども園の保育教諭研修等の研修実施体制の整備にも取り組みます。